
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 226 回金融商品専門委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 226 回金融商品専門委員会（2024 年 9 月 30 日開催）において、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱いについての再提案及びステップ 4 における債権単位での信用リスクの著しい増大（SICR）の判定について聞かれた意見への対応について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱いに関する意見）

案 1 に賛同する意見

2. 有価証券は、日本基準と IFRS 会計基準との分類及び測定に関する差異が貸付金と比較して大きく、分類及び測定の議論の方向性によって有価証券に対する減損の適用範囲等も異なることになると考えられる。そのため、分類及び測定の議論をしてから減損の適用範囲を議論する案 1 に賛同する。

案 2 に賛同する意見

3. 以下 3 点の理由により、案 2 に賛同する。
 - (1) 貸付金と性質が似ている私募債を減損プロジェクトの対象に加えることでいわゆる Too little, too late の問題に一定程度対応できると考えられる。
 - (2) 私募債については、日本基準と IFRS 会計基準との分類及び測定に関する定めの違いは僅少と考えられるため、将来的に分類及び測定の見直しを行った場合でも手戻りはほとんど生じないと考えられる。
 - (3) リスク管理への影響、実務負担及びシステム投資によるコスト負担を考えた場合、案 2 の方が案 3 より導入の負荷は小さく、関係者の理解を得られやすいと考えられる。
4. 現行の会計基準でもその他有価証券は時価で評価されており、その他有価証券を減損プロジェクトの適用範囲とした場合に現行の会計基準と変わる点は、予想信用損失をその

他の包括利益ではなく、純損益で認識することのみである。この点、その他有価証券を予想信用損失モデルの適用範囲とする場合には、その便益がコストを上回るか十分な議論が必要であるため、この議論は分類及び測定の見直しの議論の中で行うこととし、減損プロジェクトにおいては案2で進めるのが良いと考える。

5. 満期保有目的の債券について時価が著しく下落した際には強制的に減損する現在の取扱い、減損プロジェクトにおいて議論が必要であると考ええる。
6. その他有価証券を償却原価で測定するのであれば、貸借対照表価額や企業の純資産に時価の下落が反映されないことに対する懸念が生じる可能性が高い。
7. IFRS 第9号「金融商品」（以下「IFRS 第9号」という。）の事業モデルの考え方を取り入れ、貸付金代替性債券の範囲を広げることで資料第7項の意見に対応できるのではないか。
8. 案3を採用した場合、減損プロジェクトの後に分類及び測定プロジェクトを行った場合において、再度その他有価証券の分類及び測定の取扱いが変更となる可能性があり、手戻りが生じるという観点及び会計処理の安定性という観点から望ましくないと考える。よって、暫定的な対応という観点で、案2に賛同する。

案3に賛同する意見

9. 案3に賛同するものの、時間的なものも含めた実務上の負担に対する配慮が必要と考える。
10. IFRS 会計基準及び米国会計基準はいずれも償却原価で測定される債券及びFVOCIで測定される債券について、信用減損に関する評価性引当の対象としている。国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準を目指すというステップ2の基準開発の目的を踏まえれば、案3に基づいて検討を進めることになると思う。
11. 案2において貸付金代替性債券を銀行等金融機関が総額引受人として保有する債券に限るのであれば、貸付金代替性債券がその他有価証券に分類されるすべての債券に占める割合は限定的となるかもしれない。また、一般事業会社の保有するその他有価証券に分類される債券は予想信用損失モデルの適用対象外となる。この場合には、現行の金融商品会計基準等における有価証券の減損モデルの課題に一定程度対応したこととなると言えるかは解釈が分かれるところである。
12. 保有者と取得の経緯に基づいて、同様な契約上のキャッシュ・フローとリスク特性を有

する債券の中から対象金融資産を切り出して FVOCI から償却原価とする変更は、現行の分類及び測定とは関係なく、また、これまで会計基準において、保有者と取得の経緯に基づいて分類することはなかったことから、案 2 は減損プロジェクトのための暫定措置としても、問題があると考える。

13. IFRS 会計基準における分類及び測定の基準に従った場合に手戻りとなる可能性がある範囲を検討したうえで、その負担をどの程度まで許容できるかという判断が必要である。許容範囲を超過する論点があるならば、案 2 で進める、または案 2 の対象範囲を再検討する、もしくは現行の取扱いを継続するという対応も考えられる。
14. 分類及び測定の見直しを前提とすると、議論が複雑化し、資料第 17 項に記載されている課題も長期にわたって解決しないこととなる。また、保険業の観点では、負債の評価との整合性という問題も加わることとなる。一方で、案 2、案 3 のいずれであっても、債券が引当の対象となること自体は同じであり、システム面及び体制面の手当が必要なのは変わらない。これらの理由より、信用力の高い債券に対する簡便的な方法を認めるなど実務に配慮したうえで案 3 を受け入れ可能なものとするのが望ましい。
15. 案 3 で進める場合には、IFRS 第 9 号で会計処理した場合に純損益を通じて公正価値で測定することとなる債券も減損の適用範囲に含まれることになるのか確認したい。

その他

16. 補足文書は企業会計基準等の一部を構成しない一方、実務指針の結論の背景及び Q&A は企業会計基準等の一部を構成する。資料第 6 項(2)の実務上予想信用損失がゼロとされる場合がある旨について内容は反対しないものの、補足文書に記載することが適切かについて疑問があるため、記載場所について検討してほしい。
17. 案 3 で進める場合は、投資信託をどうするかという個別の論点を含むステップ 3 の議論を振り返る必要がある。

(債権単位での SICR の判定に関する意見)

アプローチ 1 の反証方法に関する意見

18. アプローチ 1 における SICR の反証に関する事務局提案に賛同する。
19. 「中間的な格付」や「SICR が生じているとみなす格付」に該当する内部格付が存在しな

いことがありうることを何らかの形で示したうえで、アプローチ 1 で進めることが妥当と考える。

20. 資料第 22 項の事務局提案の場合、SICR が生じていないという反証を債権単位ではなく、債務者単位で行うため、「SICR が生じているとみなす格付」に区分された後に新規実行した貸付金について債権単位で反証できるかどうか確認したい。
21. X1 期に「優良格付」、X2 期に「中間的な格付」、X3 期に「SICR が生じているとみなす格付」に債務者が分類された場合においても、資料第 22 項の修正案の(2)② (ア) に基づいて SICR が生じていないと反証できるのか確認したい。
22. 資料第 22 項の修正案の(2)②について、(ア) 及び (ウ) と (イ) との関係性の理解が難しかったため、文案を作成する際にはより分かりやすく示していただきたい。

アプローチ 3 をオプションとして採用しないことに関する意見

23. アプローチ 3 を採用するニーズが特段無いのであれば、事務局提案に賛同する。
24. 平均残存期間の算定に関する考え方を議論し、ステップ 4 を採用することが見込まれる金融機関を対象に算定方法を示していくことが有用であると考え。
25. ステップ 4 においては、その他要注意先及び要管理先の場合は平均残存期間を用いた引当を認めているが、正常先において全期間の予想信用損失の計上を行う場合においても同様に平均残存期間での引当が許容されるのか確認したい。

以 上